

公益社団法人 北海道私学振興基金協会

定 款

定款施行細則

業 務 方 法 書

目 次

1 定 款

第 1 章	総 則	(第 1 条・第 2 条) ……	1
第 2 章	目的及び事業	(第 3 条・第 4 条) ……	1
第 3 章	会 員	(第 5 条—第 10 条) ……	1～3
第 4 章	総 会	(第 11 条—第 20 条) ……	3～5
第 5 章	役 員	(第 21 条—第 29 条) ……	5～7
第 6 章	理 事 会	(第 30 条—第 36 条) ……	7～8
第 7 章	資産及び会計	(第 37 条—第 42 条) ……	8～9
第 8 章	定款の変更及び解散	(第 43 条—第 46 条) ……	10
第 9 章	公告の方法	(第 47 条) ……	10
第 10 章	事 務 局	(第 48 条) ……	10～11
第 11 章	補 則	(第 49 条) ……	11

2 定款施行細則	(第 1 条—第 8 条) ……	13～14
----------	------------------	-------

3 業務方法書

第 1 章	総 則	(第 1 条・第 2 条) ……	15
第 2 章	資金の貸付	(第 3 条—第 14 条) ……	15～18
第 3 章	資金の融資斡旋	(第 15 条—第 19 条) ……	18～19
第 4 章	助成金の交付	(第 20 条—第 27 条) ……	19～21
第 5 章	貸付金の管理及び回収	(第 28 条—第 31 条) ……	21～22
第 6 章	補 則	(第 32 条・第 33 条) ……	22～23

定 款

公益社団法人 北海道私学振興基金協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人北海道私学振興基金協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、北海道における私立学校教育の充実及び振興を図り、もって教育、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校法人に対し、その設置する私立学校（認定こども園を含む。以下同じ。）の施設又は設備に必要な資金を貸し付けること。
- (2) 学校法人に対し、その設置する私立学校の経営に必要な資金を貸し付け、又は助成金を交付すること。
- (3) 学校法人に対し、その設置する私立学校が教育の振興のために行う事業について助成金を交付すること。
- (4) 私立学校の経営に関し、情報の収集及び提供、相談及び研修を行うこと。
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 北海道内で幼稚園、認定こども園（幼稚園型認定こども園

及び幼保連携型認定こども園に限る。) 小学校、中学校、高等学校又は大学(短期大学を含む。)を設置する学校法人で、この法人の目的に賛同して入会したもの。

(2) 特別会員 地方公共団体その他学校法人以外の法人で、この法人の事業を後援するため入会したもの。

2 この法人の会員たる法人は、この法人に対し代表者1人を定め、届けるものとする。

3 前項の規定による代表者は、正会員にあっては正会員たる法人の理事、特別会員のうち、地方公共団体にあってはその長又はその長の指名する者、その他の特別会員にあってはその代表者又はその代表者の指名する者でなければならない。

4 第1項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は正会員になった時及び毎年、特別会員は特別会員になった時、総会において別に定める額(以下「会費」という。)を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名をすべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。ただし、特別会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 定款施行細則及び業務方法書の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会議のつど出席正会員の互選で定める。

(議 決 権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第19条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、この法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(顧問)

第23条 この法人に、任意の機関として、顧問1名を置くことができる。

2 顧問は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問は、無報酬とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

(責任の免除又は限定)

第29条 この法人は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によ

って、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、出席した理事の中から理事会において選出された者がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったとみなす。

(理事会への報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会において定める。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(義務の負担等)

第42条 収支予算で定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、災害その他緊急の事情があるときは、理事会の議決を経て、必要な措置を講じることができるものとする。この場合にあつては、すみやかに総会に報告するものとする。

2 前項の規定は、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても、同様とする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 3 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 4 4 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 4 5 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 4 6 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 4 7 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 1 0 章 事 務 局

(事務局の設置)

第 4 8 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は森本正夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 幼稚園（幼稚園型認定こども園であるものを含む。）と幼保連携型認定こども園との間で移行したものに係る会員資格は、理事会が別に定める届出を行うことにより引き続くものとみなす。

附 則

変更後の定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

変更後の定款は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

定款施行細則

公益社団法人 北海道私学振興基金協会

定 款 施 行 細 則

(目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人北海道私学振興基金協会定款の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員を選任)

第2条 定款第22条の規定による理事及び監事を選任については、正会員及び学識経験者の中から行うこととし、次の各号に定める区分により行う。

(1) 正会員からの理事については、5名以上とし、大学・短期大学、高等学校・中学校及び幼稚園・認定こども園の学校区分により選任する。

(2) 学識経験者からの理事については、3名以上とし、私立学校教育について識見を有する者の中から選任する。

(3) 監事については、正会員より1名、学識経験者から1名を選任する。

(予算の補正)

第3条 緊急止む得ない事由により、予算を変更する必要がある場合は、理事会の議決を得て予算の補正を行うことができる。ただし、既定予算総額の範囲内で軽微な補正を行う場合は、理事長が専決することができる。

(義務の負担等)

第4条 定款第42条の規定による権利が金銭債権である場合における果実の放棄については、理事会の議決による。

(委員会の設置)

第5条 事業及び業務運営等について、理事長が特に必要があると認めた場合は、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事長が委嘱する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

(秘密の保持)

第6条 役員その他この法人の職務に従事する者は、その職務上知り得た秘密事項を在職中及び退職後においても他に漏洩してはならない。

(虚偽の排除)

第7条 会員その他の者で、この法人から資金の貸付又は助成金の交付を受けるものがこの法人に提出する文書に虚偽の記載をした場合には、貸付金若しくは助成金を返還させ、又は以後の資金の貸付若しくは助成金の交付を停止することができる。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会及び総会の議決をもって行うものとする。

附 則

この細則は、平成5年5月31日から施行する。

附 則

この改正細則は、平成15年5月28日から施行する。

附 則

この改正細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正細則は、令和5年6月1日から施行する。

業 務 方 法 書

公益社団法人 北海道私学振興基金協会

業 務 方 法 書

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 公益社団法人北海道私学振興基金協会（以下「協会」という。）
は、公益社団法人北海道私学振興基金協会定款（以下「定款」という。）
第 3 条に規定する目的を達成するため、この業務方法書を定める。

(業務執行の基本原則)

第 2 条 協会の業務は、法令、定款及びこの業務方法書の定めるところに
従い、公平かつ確実な運営を期さなければならない。

第 2 章 資 金 の 貸 付

(貸付対象)

第 3 条 協会は、次の各号に掲げる資金を貸し付けることができるものと
する。

- (1) 学校法人が設置する私立学校（認定こども園を含む。以下同じ。）
の施設又は設備に必要な資金
- (2) 学校法人が設置する私立学校の経営に必要な資金

(貸付についての事業計画)

第 4 条 協会は、事業年度ごとに、資金の貸付について事業計画書を作成
する。

2 前項の事業計画書には、次の各号に掲げる
事項を記載しなければならない。

- (1) 資金を貸付しようとする事業の概要
- (2) 資金を貸付する予定額
- (3) 資金を貸付する基本的配分方針
- (4) その他資金の貸付に必要な事項

(貸付の審査基準)

第5条 協会は、第3条の規定により資金を貸し付けようとする場合には、次の各号に掲げる条件に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 貸付の対象となる施設、設備、事業等の目的が適切であって、かつ、その整備実施等が確実であること。

(2) 貸付の対象となる施設、設備、事業等の整備、実施等に必要な資金のうち、貸付を受ける者の自己負担額を保有することが確実であること。

(3) 貸付の使途が適正であること。

(4) 貸付金の額が貸付を受ける者の資産総額に比して過大でないこと。

(5) 元利金の償還に関し、相当な物的担保を有し、又は確実な保証人があること。

(6) 協会に対する債務の履行の見込が確実であること。

(7) その他貸付の目的を有効に達し得る見込があること。

2 前項の審査は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）の貸付決定状況を勘案して行う。

(貸付の制限)

第6条 協会は、定款第4条の規定により資金の貸付を受けた学校法人が貸付金の元利金の償還を履行しない場合、その他貸付の目的を有効に達し得ない事情があると認める場合においては、当該学校法人に対して、新たな資金を貸し付けないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協会は災害その他特別の事情により貸付金の元利金の償還を履行することができない者に対して、理事会の議決を経て、新たな資金を貸し付けることができる。

第7条 協会は、定款第4条の規定により助成金の交付を受けた学校法人が第26条の規定により当該助成金の全部又は一部の返還を命ぜられた場合において、当該助成金の全部又は一部を返還しないときは、当該学校法人に対して新たな資金を貸し付けないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、災害その他特別の事由により助成

金の交付の条件を履行することができない者に対して、理事会の議決を経て新たな資金を貸し付けることができる。

(貸付の限度)

第8条 協会が貸し付けする資金の総額は、貸し付けしようとする学校法人の正味資産の100分の30以下とし、かつ貸付する資金の額は、当該学校法人の事業の実施に必要と認めた事業費の100分の80以下とする。

ただし、災害その他特別の事情がある場合において理事会の議決を経たときは、この限りでない。

(貸付の期間及び利率)

第9条 貸付金の貸付期間は、20年以内とし、資金ごとに別に定める。

ただし、災害その他特別の事由がある場合において、理事会の議決を経たときは、この限りでない。

2 貸付金の貸付利率は、年6.6パーセント以内とし、資金ごとに別に定める。ただし、特別の貸付金については、これを無利子とすることができる。

(担保)

第10条 協会は、物的担保又は確実な保証人の保証がなければ、資金を貸し付けてはならない。

(資金借入の申込)

第11条 資金の貸付を受けようとする者は、協会が定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申込書を理事長に提出しなければならない。

(1) 借入希望金額

(2) 施設、設備、事業等の目的、借入金を必要とする理由、施設、設備、事業等の整備、実施等の計画、資金計画、償還計画及び資産状況

(3) 当該年度の予算書及び前年度の決算書

(4) 物的担保及び保証人の状況

(5) その他資金の借入に必要な事項

2 協会に対して資金の貸付を希望する理由と同一の理由で私学事業団に

対して資金の借入を申し込んだ学校法人は、私学事業団から貸付額の決定通知を受けたときは、遅滞なくその金額を協会に報告しなければならない。

(貸付決定等)

第12条 協会は、前条の申込書を受理したときは、第5条に規定する審査基準に適合するかどうかを審査し、かつ、当該会計年度に貸し付けることのできる資金の状況を勘案し、資金を貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付の決定をする。この場合において、理事長は、申込者に対しこの旨を通知するものとする。

(貸付金の交付)

第13条 協会は、前条の規定による貸付の決定を受けた者と貸借契約を締結し、かつ、この業務方法書で定める手続きを完了した後に、当該貸付の決定を受けた者に貸付金を交付するものとする。

2 協会は、資金の貸付の決定を受けた者が貸付の決定の通知を受けた日から1月以内に前項の規定による貸借契約を締結しないときは、貸付の決定を取り消すことができる。

(利息の支払)

第14条 資金の貸付を受けた者は、遅滞なく、後払の方法で利息を払うものとする。

第3章 資金の融資斡旋

(融資斡旋対象)

第15条 協会は、次の各号に掲げる資金を融資斡旋することができるものとする。

- (1) 学校法人が設置する私立学校の施設に必要な資金
- (2) 学校法人が設置する私立学校の経営に必要な資金

(融資斡旋についての事業計画)

第16条 協会は、会計年度ごとに、資金の融資斡旋について事業計画書を作成する。

2 前項の事業計画書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 資金を融資斡旋しようとする事業の概要
- (2) 融資機関
- (3) 資金を融資斡旋する予定額
- (4) 資金を融資斡旋する基本的配分方針
- (5) 資金を融資斡旋する条件
- (6) 資金を融資斡旋する手続
- (7) その他資金の融資斡旋に必要な書類

(融資斡旋の申込み)

第17条 資金の融資斡旋を受けようとする者は、別に定めるところにより、理事長に融資斡旋の申込みをしなければならない。

(融資斡旋の決定)

第18条 協会は、前条の規定による申込書を受理したときは、書類を審査し、適当と認めたときは、融資斡旋を決定するものとする。この場合において、理事長は、指定された融資機関及び申込者に対しこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第19条 協会は、融資斡旋をしたことにより、学校法人及び指定された融資機関に対し、利息その他について損失の責を負わないものとする。

第4章 助成金の交付

(助成対象)

第20条 協会は、次の各号に掲げる経費に対して、助成金を交付することができるものとする。

- (1) 学校法人が設置する私立学校の施設又は設備に必要な経費
- (2) 学校法人が設置する私立学校の経営に必要な経費
- (3) 学校法人が設置する私立学校の教育の振興のために行う事業に必要な経費

(助成の割合)

第21条 助成の割合は、助成の対象となる経費の100分の50以下とし、経費ごとに定める。ただし、私立学校教育の振興上、特に必要と認

められる重要な事業については、この割合を100分の50を超え100分の70以下とすることができる。

(助成についての事業計画)

第22条 協会は、会計年度ごとに、助成金の交付について事業計画書を作成する。

2 前項の事業計画書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 助成金の予定額
- (2) 助成金を交付しようとする事業の概要
- (3) 助成金の基本的配分方針
- (4) その他助成金の交付に必要な事項

(助成金交付の申込)

第23条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める助成金交付申込書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第24条 協会は、前条の規定による申込書を受理したときは、第5条の審査基準に準じて助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、交付の決定をする。この場合において、理事長は、申込者に対しこの旨を通知するものとする。

(助成対象の事業変更)

第25条 協会から助成金の交付を受けた者は、助成に係る事業の内容に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ、理事長の承認を受けなければならない。

(助成金の返還等)

第26条 助成金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、理事長は、理事会の議決を経て、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 定款又はこの業務方法書に違反したとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 助成金を他へ流用したとき。

(4) 正当な理由がないのに助成に係る事業を実施しないとき。

(5) その他不正行為があったとき。

(状況、実績報告)

第27条 助成金の交付を受けた者は、理事会の定めるところにより、助成に係る事業の遂行の状況、実績について、協会に報告しなければならない。

第5章 貸付金の管理及び回収

(物的担保の確保)

第28条 資金の貸付を受ける者が第10条の規定により提供する物的担保が、抵当権であるときは、当該抵当権は、第1順位のものとする。ただし、後順位の抵当権であっても、当該資金の貸付に係る債権を担保することができる場合はこの限りでない。

2 資金の貸付を受けた者は、第10条の規定により提供する物的担保の目的物が建物であるときは、当該貸付金の償還が完了するまでは、当該建物について貸付金現在高相当金額以上の火災保険契約を締結し、保険金請求権の上に協会に対し、質権を設定しなければならない。

(物的担保の保護)

第29条 資金の貸付を受けた者は、第10条の規定により物的担保を提供したときは、善良な管理者の注意をもって当該担保の目的物を維持しなければならない。

(延滞利息)

第30条 資金の貸付を受けた者は、所定の償還期日までに貸付金の償還をしなかった場合には、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき金額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を協会に納めなければならない。

(貸付条件の変更等)

第31条 資金の貸付を受けた者が災害その他特別の事由により貸付金の元利金を所定の償還期日までに償還できなくなった場合には、理事会の

議決を経て、貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をすることができる。

- 2 協会は、資金の貸付を受けた者が災害その他の特別の事由により貸付金に係る債務の全部又は一部を履行することができなくなった場合には、当該債務の全部又は一部を免除することができる。

第 6 章 補 則

(貸付、融資斡旋及び助成の禁止)

第 3 2 条 協会は、学校の新設、学校法人が私立学校法第 2 6 条第 1 項の規定により行う収益事業又は共益事業に必要な経費について、当該学校法人に対し資金を貸し付け、融資斡旋し、又は助成金を交付してはならない。

- 2 協会は、前項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人が幼稚園又は認定こども園を新たに設置しようとする場合においては、これを対象として資金の貸付をすることができる。

(業務方法書の変更)

第 3 3 条 この業務方法書を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

附 則

この業務方法書は、昭和 35 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この改正規定は、昭和 40 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この改正規定は、昭和 43 年 6 月 10 日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規定は、昭和 44 年 6 月 21 日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規定は、平成 7 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 12 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

変更後の業務方法書は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

